

職業技術訓練センターの設立および組織に関する政令案

大統領閣下

- ・憲法、特にその37条および65条に鑑み、
- ・職業訓練事務局（ONFP）の創立に係る1986年8月11日付法律第86-44に鑑み、
- ・工業技術者資格設定に係る1969年2月26日付政令69-210により、
- ・技術養成職業訓練をつかさどる省に属する施設の類別に係る1972年12月6日付政令72-1394に鑑み、
- ・中等職業教育施設の一般ステータスに係る1972年12月6日付政令72-1399に鑑み、
- ・人的資源に関する計画および調整に係る1982年7月23日付政令82-517に鑑み、
- ・職業訓練事務局の組織法を定める1987年7月21日付政令87-955に鑑み、
- ・新組閣に係る1988年4月5日付政令88-561に鑑み、
- ・国の機関、公共施設監査局、国営企業、半官半民企業の大統領府と省庁間における分割に係る1988年4月9日付政令88-564に鑑み、
- ・1986年9月16日の人的資源国家委員会における可決事項に鑑み、
- ・ 年 月 日の国民教育省報告に関する最高裁判所における可決事項に鑑み、

政 令：

総 則

第1条 “職業技術訓練センター（CFPT）”の名称にて、ダカールに職業訓練施設が設けられた。

本施設は、1972年12月6日付政令72-1394下におかれるものとする。

本施設は、技術教育、職業訓練をつかさどる省の予算により予算づけされる。ただし、現行の規約に則ったいかなる他の投資をも受ける事ができる。

第2条 CFPTは、その使命として、

- ・一般学校卒の若年者に対する公共・民間セクターむけ技術者養成
- ・就業活動をすでに行っている者に対する、その技術向上、専門化、他の専門分野への転向、資格の格上げ
- ・CFPT 卒業者の就業社会への挿入支援

第3条 CFPTの有する訓練科と専門コースは次のとおり。

1. 電子科 専門コース1 家電

専門コース2 自動制御 (産業電子)

2. 電気科
3. 一般機械科
4. 自動車科

第4条 上記各科における保守技術者の養成は3年とし、1969年2月26日政令69-210適用の保守技術者の資格を得るものとする。資格授与においては、本規定第3条にもとづき科名および専門コース名が付加される。

組 織

I 管理部門

第5条 センターの長は、指導教員およびエンジニアの中から選出される。

技術教育、職業訓練をつかさどる省の省令により任命され、またその解任においてもこれと同じとする。

その長は、施設の運営、特に教務組織およびセンターに配属される職員の管理を行うものとする。また施設運営予算の管理者であるものとする。長は、その任務を遂行するに当たり、教務長および事務局長の補佐を受ける。

II 教員

第6条 教員は、

- 1) 有資格教授もしくはそれと同等の者
 - 2) 中等教育 (secondaire:日本の高校にあたる) 教員もしくはそれと同等の者
 - 3) 準中等教育 (moyen:日本の中学にあたる) 教員もしくはそれと同等の者
- により構成される。

職員および教員は技術教育、職業訓練をつかさどる大臣により任命される。

III 改善委員会

第7条 改善委員会は、

- ・物的、財務的 (予算、その他) および道徳的状况に関する報告書を審査する
- ・施設機能および訓練の向上に寄与する提言、進言を作成する
- ・生徒募集、入学、卒業時の就職を向上させるに有益な進言をする

改善委員会は、1972年12月15日付政令72-1463に則り、正メンバーおよび技術教育職業訓練をつかさどる省により任命される者をメンバーとする。

IV 進級・懲罰委員会

第8条 進級委員会および懲罰委員会は1972年12月15日付政令72-1463に則り組織され、技術教育職業訓練をつかさどる省により承認を受けた省内規約に即し、その業務を行う。

第9条 保守技術者資格の1年次入学は、直接試験方式によりなされるが、その企画・実施は、技術教育職業訓練をつかさどる省の省令により定められている準中等教育修了を裏つける資格が与えられている者を対象とする。

入学応募者は、試験の行われる年の1月1日時点において16歳以上21歳以下とする。年齢条件を満たさぬ場合、技術教育職業訓練をつかさどる省により特例を認められる事ができるものとする。

第10条 入学応募書類は、

- 1) 応募依頼書
- 2) 3ヵ月以内に発行された出生証明書
- 3) 国籍証明書
- 4) 3ヵ月以内に発行された健康診断書および追検健康診断書
- 5) 卒業証明書コピー、ただしコピー証明されたもの
- 6) 3ヵ月以内に発行された無犯罪証明書

から成るものとする。

第11条 技術者資格の2年次入学試験は、職業教育終了資格および準中等教育修了証書を有する応募者を対象とするが、これは生徒数の空き数いかによるものとする。

この試験により直接2年次への入学を許される者は、募集年1月1日時ににおいて23歳以下であるものとする。

試験および入学希望者の応募書式の企画・実施は、技術教育・職業訓練をつかさどる省の省令により定められる。

第12条 試験採点審査員の任命、試験実施日、募集人員数については、技術教育・職業訓練をつかさどる省の省令により毎年定められるものとする。

第13条 外国人生徒については、1962年7月5日付政令62-260に則り、空席のある範囲内において、出身国政府の推薦により入学を許可されるものとする。

第14条 専門研修生は、自らの、もしくはその雇用者もしくは公的あるいは民間の組織の依頼によりその入学が認められるものとする。

ただし、改善委員によって決定される方法による選考によりその入学許可は決められるものとする。

教育課程

第15条 生徒の成績は、学年度末ごとに進級委員会に提出されるものとする。

第16条 1年次、2年次における成績に関し、進級委員会は、以下の処置のうちのいずれかを提案することができる。

- ・全般平均点が20点満点中10点以上の生徒は上級学年に進級

- ・年間平均点が20点満点中10点未満9点以上の生徒で、かつ懲戒的事由により制裁を受けていない生徒に対しては、上級学年進級もしくは学年やりなおし
- ・平均点が20点満点中8点未満の生徒については退校処分

第17条 進級委員会は、就学終了証を与えられなかった3年次の生徒に対し空席のある範囲内において3年次やりなおしを提案することができる。

第18条 ただし学年やりなおしは修学中1回に限り許されるものとする。

第19条 教育課程終了時に、1969年2月26日付政令69-610に定める条件において、保守技術者資格の交付を目的とする訓練終了試験を行うものとする。

最終認承は、技術教育職業訓練をつかさどる大臣によりなされる。技術教育職業訓練をつかさどる大臣は、資格交付合格者のリストを掲げる省令を公布する。

第20条 職業訓練をつかさどる大臣により出される省令により、生徒、専門研修生の義務は定められている。

第21条 本センターは通学制をとる。

第22条 本センターの生徒は奨学金もしくは修学補助金を受けることができるものとする。

第23条 各コースの授業時間、週間時間割および訓練課程は、政令により定められるものとする。

在職者再教育

第24条 在職者再教育は、

- ・再教育セミナー
- ・専門化、技術向上、専門分野の転向のための訓練

の2種から成る。

第25条 再教育セミナーは、需要に応じる形で、センターの人的物的資源に応じ、組まれるものとする。その期間は、センター自体が、セミナー依頼者側の了解のもとに定めるものとし、またその内容は、改善委員会の見解に従うものとする。

セミナー参加者に対しては、センターの長の署名による証明書が与えられる。

第26条 専門化、技術向上、専門分野転向のための訓練は、公的もしくは民間企業が養成依頼をする者の中から、教育委員会が選出し、それらの者を対象に行われ、研修生の養成項目の会得をはかる。

すべての養成に係り、受講項目において、その修得に対し良い評価を受けた研修生は、審査人の進言により、訓練優等終了証が大臣により付与される。

第27条 センターの職業訓練の研修生の有効単位は、保守技術者資格取得に際し、それが加算されるが、その方式は政令により定められるものとする。

就職支援

第28条 CFPTは公的もしくは民間の組織と協力して本センターの卒業者の就業社会挿入にあたるものとする。

よって本センターは卒業生のために、次下の事項に参加するものである。

- ・賃金雇用の求職
- ・職業研修の研究、フォローアップ、評価
- ・職場適応のための準備研修の企画・実施
- ・自営開業における運営・管理のフォローアップ

結 則

第29条 技術教育・職業訓練をつかさどる省、経済大蔵省、公職労働省は、公報に公示される本政令の実施に際し、各々任務を帯びるものとする。

ダカール 月 日

アブドゥー・ジューフ大統領

資料14 CFPT 職員一覧表

LISTE DU PERSONNEL CFPT SENEGAL-JAPON

NOM	FONCTION	
1) M. Amath DIOP	Directeur	(センター長)
2) H. Lamine NDIAYE	Intendant	(事務局長)
3) H. OUSSEYNOU GUEYE	Chef des Travaux	(実習担当主任)
4) H. Abdoul Aziz MBAYE	Comptable	(経理係)
5) H. Youssou LECOR	Surveillant	(監視人)
6) H. Baba NDIAYE	Surveillant	(監視人)
7) MME. Rokhayatou BEYE THIAM	Secrétaire	(秘書)
8) MME. Pape DIOSY NIANG	Infirmière	(看護婦)
9) H. Habenda FALL	Chauffeur	(運転手)
10) H. Khalidou NDIAYE	Gardien	(守衛)
11) H. Mamadou MBAYE	Jardinier	(庭師)
12) H. Abdoulaye THIAV	Roneotypist	(印刷工)

LISTE DES PROFESSEURS EN MATIERES GENERALES

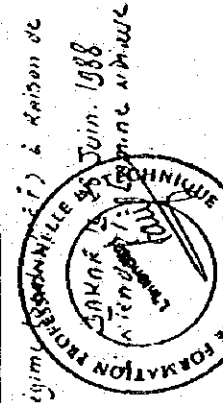
NOM	MATIERE
1) H. Mamadou CISSE	Français
2) H. Valy NDIAYE	Anglais
3) MME. Aissatou GUEYE	Mathématique et Physique
4)	Education Physique et Spor

資料15 CFPT 職員に係る給与表

MÉMOIRE CFPT LISTE nominative du personnel CHAMIRE SOV. NR 121215 1988 REEVALUATION des dépenses de personnel

NOMS	FONCTION	N° SLD	INDICE	SOLDE BRUT	IND. FONCTION	IND. LOGE	IND. FAMILIAL	SOLDE NET
	職位	番号	係数		管理職手当	住居手当	家族手当	年間給料(税込)
AMATH DIO	DIRIGEANT	503325.3	2097	1570.000	395.000	300.000		2.270.000
LAMINE NDIAYE	INSTRUMENT	351030.0	1556	1.068.000	276.000	-		1.344.000
ABDOU AZIZ MBWILE	COMPTABLE	32130.11	983	690.000	-	-		690.000
ROKHAÏTOU BAYE THIAM	SECURITARIAT	359598.2	780	566.000	-	-		566.000
MAMBAÏNA FALL	CHAUFFEUR	58317. F	780	566.000	-	-		566.000
KHALIDOU NDIAYE	CONDUCTEUR	37823. F	675	487.000	-	-		487.000
ABDOU MBAYE	MANOEUVRE	23563. H	780	566.000	-	-		566.000
ABDOULAYE THIAW	RECOPISTE	603605. C	825	592.000	-	-		592.000
LAÏLA DIOSY NIANG	INSTRUMENT	33760. A	1200	836.000	-	-		836.000
YOUSSEUZH LEOUR	SECURITARIAT	03190. C	2020	1088.000	-	300.000		1.788.000
SABA NDIAYE		32106. D	1162	809.000	-	300.000		1.109.000
BOUBACAR DIALLO	CH. DU TRAV.	02103. I	2670	2050.000	-	300.000		2.350.000
ABIBOU GUYE	PROFESSEUR	503320. C	2097	1.570.000	-	300.000		1.870.000
OUSSOUYER GUYE		355551. I	2097	1.570.000	-	300.000		1.870.000
ABISSATEL GUYE		335290. C	1712	1.328.000	-	300.000		1.628.000
YADY NDIAYE		308770. F	1928	1.450.000	-	300.000		1.750.000
GHAMABOU GISSÉ		503100. F	1712	1.328.000	-	300.000		1.628.000
AMADOU OUYE BA		386830. D	1715	1.328.000	-	300.000		1.628.000
SALOUY DIAXILÉ		505975. C	1558	1.219.000	-	300.000		1.519.000
AMADOU MBODJI		505977. A	1558	1.219.000	-	300.000		1.519.000
SOULEYMANE SALL		507328. H	1715	1.328.000	-	300.000		1.628.000
SABOURAR NDIAYE		507328. C	1715	1.328.000	-	300.000		1.628.000
SALLA TIMERA		381895. H	2097	1.570.000	-	300.000		1.870.000
DOMAR COBAR		508051. M	1080	1.261.000	-	300.000		1.561.000
LAÏLA BÉ DIALLO		508053. K	1080	1.261.000	-	300.000		1.561.000
GHAMABOU SALOU DIALLÉ		508052. X	1080	1.261.000	-	300.000		1.561.000
GHAMABOU YOKO BAYE		N. I	1080	1.261.000	-	300.000		1.561.000
ISMAÏLA BÉ		508050. N	1080	1.261.000	-	300.000		1.561.000
MAMA SADY		508050. J	1080	1.261.000	-	300.000		1.561.000
GHAMABOU KEÏCÉ		508771. G	2097	1.570.000	-	300.000		1.870.000
ALIOUNE ABDOULAYE DIAN		375939. L	1470	1.207.000	-	300.000		1.507.000

NOTA: 1) L'ÉVALUATION DES DÉPENSES FAMILIALES PAR LA COMMISSION SOCIALE A RAISON DE DEUX MILLE DEUX CENT CINQUANTE (2250) PAR ANNUÉ ET PAR FAMILLE. 2) L'ÉVALUATION DES DÉPENSES FAMILIALES PAR LA COMMISSION SOCIALE A RAISON DE QUATRE MILLE TROIS CENT (4300) PAR ANNUÉ ET PAR FAMILLE.



JICA

